

令和4年 第7回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和4年7月11日（月曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第7回会議議事録

- 1 開催日時 令和4年7月11日 午後1時30分
 - 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター
 - 3 出席委員 19名
1番委員 榎 洸 武 重 2番委員 近 藤 民 治 3番委員 内 海 博 光
4番委員 林 功 5番委員 齊 藤 忠 6番委員 青 柳 健 市
7番委員 鈴 木 保 雄 8番委員 中 島 博 恵 9番委員 須 藤 栄 寿
10番委員 阿 部 均 司 11番委員 藤 井 好 博 12番委員 庭 野 明
13番委員 阿 部 敏 男 14番委員 原 澤 幸 好 15番委員 原 澤 章
16番委員 田 村 隆 司 17番委員 高 橋 品 子 18番委員 戸 澤 奈 実 恵
19番委員 中 島 工 里
 - 4 欠席委員 なし
 - 5 議事録署名委員
8番委員 中 島 博 恵 9番委員 須 藤 栄 寿
 - 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 中 澤 聡 書記 本 間 泉 書記 我 妻 園 華
 - 7 会議に附した事件
議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第27号 農用地利用集積計画に対する意見決定について
議案第28号 農用地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）
- 協議事項・報告事項
(1)農地法第18条第6項の規定による通知について
(2)制限除外の農地等異動通知書について
- その他
- 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理原澤章開会を宣す。

頭 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に8番中島博恵委員・9番須藤栄寿委員を
指名し議事に入る。

早速ですが、議事に入りたいと思っております。

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より一括で説明がございます。よろしくお願いいたします。

事務局

1ページをお開きください。

議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。

別紙記入事件 2件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしくお願いいたします。

議長

説明ありがとうございました。

続きまして、番号1の現地説明をお願いしたいと思っております。

担当委員の方、お願いできますか。

15番委員

15番、〇〇地区担当の原澤です。

農地法第3条による申請事案の調査結果について報告します。

場所は、〇〇地区の〇〇線というのがありまして、そこらずっと〇〇の方向から〇〇方向に向かって、〇〇集落から〇〇集落に上がる場所をそこから50mぐらい入ったところなんですけれども。7月2日に現地調査を行いました。〇〇地区にはもう一人の委員の戸澤さんと一緒に調査を行いました。

7月9日に譲受人の〇〇さんのほうにじかにお話を聞きました。お話聞きましたら、先ほどお話にもありましたけれども、畑が隣接しておりまして、そもそも譲受人と譲渡人は親戚関係にありまして、ぜひ買いたいということなので、売るほうの〇〇さんも、じゃ、ぜひ使ってくださいということでありました。

耕作の意思ですが、これは、隣の隣接するところもやっております、間違いなくやってもらえます。耕作面積は3反ほどあって、3,000平方以上ありますので、特に問題ありません。

周辺農地の営農状況の支障の有無は特にはありませんし、その場所で農業をやりたいという話が出ております。その他は特に懸案事案はありませんでした。

以上、よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。

営農に、隣接地であって営農に使いたいということでございます。

皆さんのほうから何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

（「なし」の声）

なし。なしの声がありました。

それでは、これは承認という、許可ということで決定してもよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

番号1番につきましては、決定ということでございます。

次に、2番に移りたいと思っております。

〇〇さんの、それが、その土地を〇〇さんが使いたいという許可の申請でございます。

同じく、担当地区の委員さんの現地説明をお願いいたします。

18番委員

お世話になります。18番、〇〇地区担当の戸澤です。

3の2番になるんですけども、農地法第3条による申請事案の調査結果について報告します。

申請地なんですけれども、〇〇から北東1.4キロ辺りで、譲り受ける〇〇さんの自宅先まで約750mぐらい離れた場所なんですけれども、7月2日に原澤さんと一緒に現地調査を行いまして、7月9日に〇〇さんにいろいろお話を聞いて確認いたしました。

譲り渡したい〇〇さんのほうが高齢のため、この先、耕作予定がないということでしたので、〇〇さんのほうにお話が合ったみたいで、贈与という形で2人の間で話合いがついたようです。

耕作意思の確認についてですが、9日の日に〇〇さんのほうに確認して、意思確認を取りました。

耕作面積は畑経営で1,332平米で、下限面積を上回っているため、問題はありませんでした。

今後なんですけれども、周辺農地への営農条件への支障はなくて、ごぼうと山芋のほうを作ろうかなという話でした。そのほかに懸案事項はございません。

以上、よろしくご審議のほう、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

ここも少し作っておられない畑が作れると、耕作していただけるということでございます。

皆さんのほうから、ご質問、それから質疑、何かございますでしょうか。

ないようですので、これも決定ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議案第24号、2番は許可といたします。

続きまして、議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請、3件続いて、事務局より一括して説明をお願いいたします。

事務局

3ページをお開きください。

議案第25号 農地法第4条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。

別紙記入事件 3件。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

番号順に、順次審議していきたいと思っております。

番号1番、〇〇の案件でございます。

担当地区の委員さんの説明、現地説明をお願いいたします。

8番委員

8番、〇〇地区担当の中島と申します。

農地法第4条による申請事案の調査について報告いたします。

申請地は、〇〇より南西へおよそ750mのところですか。7月6日、現地調査を行い、同日、申請者の代理人に電話をして確認いたしました。転用目的の確実性については、始末書にもありましたとおり既に実行済みです。面積の妥当性ですが、周辺農地の状況からも、利用状況から見ても問題は見当たりません。

周辺農地の営農条件への支障の有無ですが、営農を行うのに支障が発生する見込みはございません。同様に、転用することによって生じる付近の農地及び作物の被害の防除措置について想定される被害はないと思われまふ。そのほか、想定される懸案事項は特に見当たりません。

以上、よろしくご審議のほどを、よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

調査報告について、結果、懸念されるような内容がないというご報告でございました。皆様のほうからのご意見、それから質疑ございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声)

ありませんの声がありまして、それでは、この1番につきまして許可ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声)

では、許可と決定いたします。

続きまして、2番、〇〇の案件でございます。

担当地区のご説明をお願いいたします。

8番委員

8番、〇〇地区担当の中島です。

農地法第4条による申請事案の調査結果について報告いたします。

申請地は、〇〇線、〇〇より〇〇方面へおよそ700mのところですか。7月6日、現地調査を行い、同日、申請者の代理人にいわゆる電話で確認をいたしました。

転用目的の確実性については、始末書にもありましたとおり、既に実行済みです。申請面積の妥当性ですが、周辺の利用状況からその問題は見当たりません。周辺農地の営農条件への支障の有無ですが、周辺農地はありませんので、支障が発生する見込みはございません。同様に、転用することによって生じる農地作物の被害の防除措置についても想定される被害はないと思ひます。その他、想定される懸案事項は特に見当たりません。

以上、よろしく審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

番号2についても、懸案される事項はないという報告でございます。これも1番同様、追認という格好になるかなと思うわけでございますが、皆様のほうから何かご意見、質問ありましたらお願いいたします。

なければ、これにつきましても、承認という格好でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議案第25号、番号2番は許可相当といたします。

続きまして、番号3について、担当地区の委員さんよりご説明を求めます。

15番委員

15番、〇〇地区担当の原澤です。

農地法第4条による申請事案の調査結果について報告します。

申請地は、〇〇を〇〇方面に向かひまして、〇〇から〇〇に入るところの〇〇を、橋を渡ったところ、橋の右に入ったところの2,300mいった〇〇の家です。その場所です。7月5日に戸澤委員と現地調査を行いました。9日に〇〇さんとお話をいたしました。そこに今、建物、ある程度はもう出来てしまっていて、中はまだ出来ていないんですけども、外側自体はもう出来てしまっているんですけども、そこでお話を聞きましたら、始末書にもありましたけれども、途中で気づいて、始末書、申請を出して始末書を出したということでございます。もう建物が出来ていますので、転用目的の確実性というのは間違いないのでございますが、書類等見ましたら全てそろっておりまして、問題がないということでもあります。

また、周辺農地の影響ではございますけれども、自宅のすぐ隣で、隣にも畑がないようでございますので特に問題はないと思います。ここで何をするかというと、〇〇さん、〇〇の研究を一生懸命やっております、〇〇の〇〇を作る加工所を造りたいということでございます。

ほかに想定される事案はございません。よろしく審議お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

もうすでに建物が出来ているということでございまして、その時点で何か、始末書にも書いてあるんですが、そう気づいたということなんでしょうか。

15番委員

最初は宅地だと思ってたらしんですよ。ちょっと調べたら、というか、事務局に行って話をしたら、そうじゃないよという話になって。私、その前に一回、違う案件で見に行ったときに、出来ていたんですけども、始まっていたんですよ。そのときには、彼、宅地だから問題ないよという話をしていたんですけども、よく調べたら農地だったということで、今回申請が出てきたということでございます。

まだ、この中身はまだ出来ていないので、外側が出来たということですね。

議長

多分、農産物の加工で、何かこういうものは届出というか、あるんじゃないかなということと、農業用施設というような格好で、また、何ですか、最近では、コンクリート敷にしても、ちょっと忘れてしまったんですが、下をコンクリート敷にしても農業用施設であるというような案件がございましたので、これもある意味、農業用施設の中ということに、そういうことになるのかと思っておりました。

皆さんのほうから何かございますでしょうか。

6番委員

地目は変わらないんですか。

事務局

お世話になります。事務局のほう、一応確認させてもらって、現地のほうも

伺ったんですが、分筆するようにというお話で進めさせてもらっています。まだ、取りあえず今測量もされているようなので、実は、ちょっと、ご本人が宅地かどうか勘違いしていた、そんなところもあったんですけども、ちょうど国土調査をやって公図が出来たばかりのところ、建物の敷地がこの宅地内に入っているか、その隣接する農地だったのかということもあったようでございます。

分筆する予定ではあるようなふうには、お話はちょっと伺っております。
以上です。よろしく申し上げます。

議 長 以下の説明で、皆さんに決定を求めるあれがあるみたい。今の案件ですけれども、後日、そういう方法を取られるということの確認は取れますか。取れないけどもそういう方向で進んでいるということで、質問されました青柳さん、納得されますか。
(「はい」の声)

事務局 ちょっと補足なんですけど、本来、農地法の場合はその面積、确实であって、分筆ができる事前に、面積を出すために測量もするわけですけども、あくまでも農業委員会については、地目が宅地に変わろうと、変わるということで証明させていただいて、それを基に地目変更するのが一般的でございますので、不動産登記法によれば、ご本人の意思で宅地にしたいという部分ですから、宅地に、分筆登記は当然するんですね、してくださいねという指導を農業委員会のほうはするべきと個人的には考えています。そういう指導をさせていただくということでもよろしいですかね。スタンスとしてはそういった形になります。

議 長 今のご説明で納得いただけますでしょうか。

6 番委員 本来であれば申請する段階で、分筆して登記簿をつけて申請するのが本来の筋だと思うんですけども、国土調査したばかりということで、はい、了解です。

議 長 今後は今の意見も生かしていきたいと思っております。
申請者には、ほかにもこういう案件が出たら、ぜひともそのような手順を踏んでいただきたいという旨を伝えていきますので、伝えていただければと思っております。貴重な意見ありがとうございました。
ほかにございませんでしょうか。
なければ、事務局が申し上げて、説明していただきましたように、後日その方法を取るといような意見を申し述べると、本人に伝えるということで、この案件、農業委員会としては許可ということでもよろしいでしょうか。
(「はい」の声)

はい。議案第25号、番号3番は許可相当といたします。

議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請4件について、事務局に一括説明を求めます。

事務局 5ページをお開きください。

議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件、4件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、朗読説明）

以上、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。

番号1番から順次入りたいと思っております。

下津の案件でございます。

担当地区の委員さんの説明をお願いいたします。

3番委員

3番、〇〇地区担当の内海博光です。

農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたします。

申請地は、〇〇、〇〇方面におよそ800m弱のところの道路沿いということになります。7月3日に現地調査を行い、翌日、申請者の〇〇さんに確認をいたしました。ご息子の〇〇さんが休耕中の畑に住宅を建てるということを伺っております。

転用目的の確実性につきまして、申請書、見積書、設計書、資金、融資証明を確認しまして、許可が下りてから早めに着工したいとのことで、実行は確実と思われま。

申請面積の妥当性ですが、444㎡であり、周辺の状況からも適当と思われま。周辺農地の営農条件への支障の有無ですが、現在は、ご本人所有の農地に囲まれた連続性のない農地であり、支障が生じる見込みはございません。転用することによって生ずる付近の農地、作物の被害の防除措置についてですが、近隣農地は存在せず、想定される被害はないと思われま。その他、想定される懸案事案は特に見当たりませ。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

〇〇さんの住宅を建てるという案件でございます。皆さんのほうからご質問等、ご意見ございましたらお願いいたします。

質疑がありませんので、議案第26号、番号1番は許可相当と考えておりますが、いかがでしょうか。

（「はい」の声）

それでは、許可ということに決定いたします。

続きまして、番号2番、2番の〇〇の案件をお願いいたします。

担当地区の委員さんの現地説明をお願いいたします。

4番委員

4番、〇〇地区担当の林功です。

農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたします。

申請地は、〇〇より西へ100mのところ。7月1日に現地調査を行い、翌日、申請者、〇〇さんに確認をいたしました。〇〇さんの〇〇さんが休耕中の畑に住宅を建てるとの計画をされています。

転用目的の確実性につきましては、申請書、見積書、設計書、資金、融資証明が確認でき、許可が下りてから早めに着工したいとのことでした。実行は確実と思われます。申請面積の妥当性ですが、申請面積は258㎡であり、周囲の状況から見て適当と思われます。

周辺農地の営農条件への支障の有無ですが、現地は自宅と本人所有の農地に囲まれた連続性のない農地であり、支障が発生する見込みはございません。転用することによって生じる付近の農地、作物の被害の防除措置についてですが、周辺に農地は存在せず、想定される被害等はないと思われます。その他に想定される懸案事項は特に見当たりません。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

この案件、第1種農地で、本来ですと難しい案件なのですが、例外規定ということで、先ほどの事務局の説明にあったように、例外規定で進めるというご判断でございます。

皆さんのほうからのご質疑、ご意見ございますでしょうか。

(「なし」の声)

なければ、2番は許可相当といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、許可相当と決定いたします。

続きまして、番号3番、〇〇の案件でございます。

担当の委員さんの現地の説明をお願いいたします。

5番委員

5番、〇〇地区の斉藤です。

農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたしたいと思っております。

申請地は、〇〇より南へ向かって200m程のちょっと入った奥にあります。7月7日に現地調査を行いました。現地調査の後に、代理人との電話でのお話をいたしました。譲りたい方は、現在、〇〇に住まわれておられて、母親が住んでいたということで、亡くなったので、財産処分のために隣接の住宅とその住宅の後ろの間の農地が、これを転用したい、するということで申請に至ったものであります。

譲渡を受けるほうは、10人以上、これが泊まりに来る予定ということをして代理人から受けとって、そのための駐車場にしたいという話がありました。面積の妥当性、下に書いてあるふうに農地でありながら、小屋が2棟ほどですか、入口にありました。細長い土地であります、住宅の隣接であり、この右側の自宅との間の土地であります。

若干の農地も見られますが、支障が生じる見込みはありません。それで、その他、想定されるような異常は見当たりませんでした。

よろしくご審議をお願いしたいと存じます。

議長

ありがとうございました。

第3種農地だということでございます。これが売買によって動くということでございます。皆さんのほうからご質問、ご意見ございますでしょうか。

なければ、議案第26号、番号3は許可相当と考えてよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

許可といたします。

続きまして、番号4、担当地区のご説明をお願いいたします。

9番委員

9番、〇〇地区担当の須藤です。よろしくお願ひいたします。

農地法第5条による申請事案の調査結果についてご報告いたします。

申請地は、〇〇より北へおよそ6mのところではす。7月5日、現地調査を行ひ、申請者の父、〇〇さんに確認をいたしました。なお、本人には電話連絡を取り、確認をいたしました。

申請者、〇〇さんは休耕中の父の田に住宅を建てる計画を立てている。転用目的の確実性につきましては、申請書、見積書、設計書、口座残高証明書が確認でき、許可が下りてから、直ちに着工したいとのことではあります。実行は確実と考えられます。

申請面積の妥当性ではす、申請面積は284㎡であり、周辺の状況からも適当と思われはす。周辺の農地の営農条件への支障の有無ではす、本地は父所有の農地であり、また、父所有地に囲まれた連続性のない農地であり、支障が発生する見込みはございませぬ。転用することによって生じる付近の作物の被害の防除措置についてではす、想定される被害等はないと思われはす。その他、想定される懸案事項は特に見当たりませぬ。

よろしくご審議のほどを、よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。

貸借により、ここに住宅を建てるという案件でございはす。皆様のほうからの質問、ご意見ございはしたらお願ひいたします。

なければ、承認していただくことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議案第26号、番号4番は許可相当といたします。

続きまして、議案第27号 農地利用集積計画に対する意見決定について、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

それでは、8ページをお開きください。

議案第27号 農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があつたので承認を求めらる。

別紙記入事件 1件。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画概要でございはす。

畑の賃貸借の通年5, 233㎡、利用権存続期間は1年5, 233㎡、合計5, 233㎡ではす。貸手は1戸、借手も1戸でございはす。

10ページに総括表がございはすので、ご覧いただくようお願ひいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしてはると考えまはす。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま事務局より説明がございました。皆さんのほうからご意見がござい
ますでしょうか。
　　なければ、議案第27号を承認してよろしいでしょうか。
　　（「はい」の声）
　　それでは、集積計画の決定といたします。
　　次に対する案件につきまして、〇〇委員さんが関係するようなことなので、
よって退席をお願いいたします。
　　続きまして、議案第28号 農地利用集積計画に対する意見決定についてで
すが、一括方式ですが、お願いいたします。ご説明をお願いいたします。

事務局 　　11ページをお開きください。
　　議案第28号 農地利用集積計画に対する意見決定について（一括方式）。
　　次のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利
用集積計画書の提出があったので承認を求め。
　　別紙記入事件 2件。
　　次のページをお開きください。
　　農用地利用集積計画概要でございます。
　　田の賃貸借の通年1,305㎡、利用権存続期間は10年1,305㎡。畑
の使用貸借の通年1,020㎡、利用権存続期間は10年1,020㎡。田と
畑の合計は2,325㎡です。貸手は2戸、借手は2戸でございます。
　　13ページに総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたしま
す。
　　農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま
す。
　　以上、よろしくお願いいたします。

議長 　　ありがとうございました。
　　このことについて、農業委員会からの意見を求めるということでございま
す。皆さんのほうからのご意見はございますでしょうか。
　　なければ、承認の方向でよろしいでしょうか。
　　（「はい」の声）
　　集積計画（一括方式）を決定させていただきます。
　　よろしいですか。〇〇さん、よろしいですか。
　　5番に入りたいと思います。協議事項・報告事項に入ります。
　　農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から説明がござい
ます。

事務局 　　14ページをお開きください。
　　報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出がありましたので報
告いたします。
　　◇（議案書・番号1、朗読説明）
　　以上、よろしくお願いいたします。

議長 　　ありがとうございました。
　　ただいまの説明につきましては、皆さんのほうからご意見、ご質問、ござい

ますでしょうか。

なければ、決定いたしますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

(2) 制限除外の農地等異動通知書について、事務局より説明がございます。説明を求めます。

事務局

15ページをお開きください。

協議事項・報告事項(2) 制限除外の農地等異動通知書について。

農地法第5条第1項各号による届出について報告いたします。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上、よろしく願いいたします。

議長

では、議題の説明がございました。

皆さんのほうからのご質問、それから、ご意見ございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声)

ない、ありませんのご意見ございました。

なければ、承認と決定いたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、決定いたします。

最後の6番のその他の案件になります。

これは、私の担当地域が〇〇地域であって、ちょっと現地調査をして、以後、進行のほうを原澤職務代理にお願いしたいと思っております。

職務代理

それでは、会長に代わりまして司会をいたします。

ただいまから会長より、〇〇営農型太陽光施設の現地調査についての報告をお願いいたします。

1番委員

1番、榎淵武重。

営農型の〇〇地区でございます、営農型の太陽光発電の現地調査ということで、去る7月5日、事務局2名、それから農業事務所の方が3名、それから地元の〇〇地区の推進委員の宮下さん、それと私と現地を調査というか、現地を見せてもらいに伺っております。

ちょうど緑が色付き始めて、去年の収量が、報告によれば、毎年報告義務がございまして、80%の目標といいますか、大体の目標額が決まっています、その80%を上回らなければいけないというような営農型でございます。そういった中で、昨年度は60キロ、今年は120キロぐらい、まだ収穫全部お済みにはなっていないんですが、見込めるんじゃないかと言っておられました。その概略というのが230キロが白黒と、赤字か黒字かというところで、まあ、できたら300キロぐらいを目標にしていきたいというような考え方を持っていて、当初は、いろんな作物によって、なかなか栽培が難しく、いろんな方法を試行錯誤されていたようですが、最近はこのブルーベリーとそれから山椒に絞って、何とかやっけていけるんじゃないのかなと。10年後ぐらいが更新の手続きになるそうですが、それまでに80%、何とか目標に頑張っていきたいというようなことでございます。

未だかつて営農型、初めてでございまして、それから、国といたしますか、国は、福島をはじめ、それから二酸化炭素の脱炭素を考えていくと、やっぱりそういうことで、第1種農地でも例外規定を設けて、営農型なら許可するような、ということございまして、なかなか作ってしまうと、皆さんからの厳しい見解もご意見もいただいていたところなんです、持って帰れという話はできないわけで、まあ、努力してくださいという方向しか言いようがございません。

今後は、〇〇でも営農型が入るわけですが、そういうものもよく、今後ともそういうケースがあるかと思いますが、意見をあれですね、皆様のご意見も聞き入れられるように、ご意見を求めて、生かしていければと思っています。

取りあえず、成績が上がらないからと言っても持って帰れというわけにもいかない、しぶしぶ承認というか、了解するという運びしか方法がない、皆様の本当にご意見を求めて今後に生かしていければと思っております。

以上です。

職務代理

ありがとうございました。

せっかくですので、会長さんが現地でいろいろ聞いてきたと思うので、何か聞きたいことがある方はお願いします。

なければ、これで会長からの報告は以上ということにいたします。

事務局、その他で何かありますか。

事務局

事務局のほうで用意してあるその他の議題というものは、特にございません。

職務代理

以上にて、報告事項の全てを終了いたします。

閉 会

みなかみ町農業委員会職務代理高橋品子閉会を宣す。

〔午後2時40分〕